



議案第 84 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

- 1 相手方 

- 2 損害賠償の額 金 5 5 9 , 5 5 7 円
- 3 和解の内容 和解により当方側の過失割合 100%相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。
- 4 事故の概要 令和 4 年 1 月 1 3 日午前 10 時 30 分頃、清水町字人舞 258 番地 12 地先の除雪作業中、誤って電柱に接触し損壊させた。